

千葉県立保健医療大学における授業の公欠に関する取扱いについて

平成24年2月6日
第14回教授会申合せ

- 1 千葉県立保健医療大学履修規程第5条の規定による授業の欠席について、次に該当する事由によりやむを得ず授業を欠席する場合、別に定める公欠届(様式第1号)を提出することにより、公欠扱いとすることができる。
 - 一 忌引きの場合(欠席の日数については別表のとおり)
 - 二 学校保健安全法施行規則(昭和33年6月13日文部省令第18号以下「施行規則」という。)第18条に規定する感染症にかかった場合、かかった疑いがある場合、又はかかるおそれがある場合
 - 三 その他学長が必要と認めた場合
- 2 公欠届は、学生支援課に提出するものとし、学生支援課は、速やかに当該授業の担当教員に公欠届の内容を連絡するものとする。なお、施行規則第18条で指定された感染症にかかった学生、かかった疑いがある学生、又はかかるおそれのある学生は、速やかに学生支援課に連絡するとともに、公欠届に医師の診断書もしくは、これに準ずる書類を添えて学生支援課に提出しなければならない。
- 3 公欠届の連絡を受けた担当教員は、当該授業について欠席の取扱いをしないものとするとともに、レポート作成その他の方策により可能な限り学習の補充支援を行い、当該学生が履修課程上不利とならないよう配慮するものとする。
- 4 公欠期間中の試験に関する追試験等の取扱いについては、当該授業科目を開講する学科(専攻)長の定めるところによる。
- 5 この申し合せは、平成24年2月6日から実施する。

(様式第1号)

公 欠 届

平成 年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

学科・専攻名 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____ 印

私は、下記の理由により授業を欠席(します・しました)ので届け出ます。

記

1. 授業科目名

別紙のとおり

2. 年月日・時限

別紙のとおり

3. 理 由

上記の者は、申請通り公欠を認めます。

千葉県立保健医療大学

学長 田 邊 政 裕 印

(別表)

忌引き 下記の期間内において必要な日数(期間には、休日が含まれる)

死亡した者の学生との関係	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	7日
祖父母	3日
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日